

内部通報者保護規則

第1条（目的）

公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じた倫理・コンプライアンスの遵守の強化に向けて、本協会に通報を行った者を保護するために「内部通報者保護規則」（以下「本規則」という。）を定める。

第2条（対象者）

本規則に基づく保護の対象となる者は、次の個人とする。

- （1）本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）
- （2）加盟団体の役職員等
- （3）本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）の関係者
- （4）本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）
 - ① 選手
 - ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
 - ③ 審判員
 - ④ 審判指導者
- （5）その他の関係者

第3条（通報窓口）

本協会は、通報を受け付けるため通報窓口を設置することができるものとし、それらの運用に関する規則は別に定める。

第4条（当事者の個人情報の保護）

本規則に定める業務に携わる者は、通報窓口へ寄せられた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

- 2 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口へ寄せられた個人情報を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

第5条（不利益処分の禁止）

本協会、加盟団体及び加盟チーム並びにそれらに所属する個人は、通報者が通報窓口へ通報したことを理由として、通報者に対して以下に定める不利益な取り扱いを行ってはならない。

- （1）解雇、降格、減給等の懲戒処分又は不利益な配置転換等の人事上の措置
 - （2）業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の制裁措置
 - （3）嫌がらせ
- 2 本協会及び関連する加盟団体及びそれらに所属する個人は、通報者が通報窓口へ通報したことを理由として、当該通報者の職が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。
 - 3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協会は当該行為を中止させるとともに、当該行為者への処分等を検討するものとする。

第6条（懲罰等）

本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会及び加盟団体の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

第12条（改廃）

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第13条（施行期日）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

（改正）

2021年2月18日